

消費税軽減税率制度説明会

2019年10月1日から実施される軽減税率制度は、全ての事業者の方に
関係があります。

消費税軽減税率制度に対応するための準備として、

- ① 取扱商品の軽減税率8%、標準税率10%の判断
- ② 売上げや仕入れ（経費）に軽減税率対象品目がある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③ 複数税率に対応したレジやシステムの改修等
などが必要です。



このため、軽減税率制度や事業者支援措置の理解を深め、準備を進めていただくため
に、次の日程により説明会を開催しますので、この機会に是非ご参加ください。

- 1 会場：廿日市税務署 3階会議室（定員 50人）

| 開催日 | 開催時間 |
|---------------|-------------|
| 2019年5月9日(木) | 14:00~15:00 |
| 2019年5月17日(金) | 14:00~15:00 |

| 開催日 | 開催時間 |
|---------------|-------------|
| 2019年5月20日(月) | 14:00~15:00 |
| 2019年5月28日(火) | 14:00~15:00 |

- 2 会場：廿日市税務署 1階会議室（定員：それぞれ50人）

| 開催日 | 開催時間 |
|--|----------------------------|
| 2019年6月10日(月)、11日(火)、12日(水)、 13日(木)、14日(金) の5日間 ※ この期間は予約制です。事前に予約をお願いします。 | 10:00~11:30 15:30~17:00 |

- ※ 来場の際には公共交通機関をご利用
ください。
- ※ 当日は、筆記用具をご持参ください。

廿日市税務署 個人課税第一部門

☎0829-32-2349（直通）

（担当者） かねしげ やすのり
兼重 康則

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

